

平成29年第2回宇佐市教育委員会会議録

平成29年2月20日午後1時30分、宇佐市教育委員会を宇佐市教育委員会2階会議室に招集した会議は次のとおりです。

・出席委員

委員 長	佐藤 修水
委員 長職務代理	矢野 省三
委員	松永 建比古
委員	秋吉 禮子
教育 長	近藤 一誠

・欠席委員 なし

・説明のため会議に出席した職員

教育次長兼教育総務課長	高月 晴彦
学校教育課長	川島 数志
社会教育課長	佐藤 良二郎
図書館長	畑迫 敏恵
学校給食課長	吉武 裕子

・本会議の書記

教育総務課教育総務係主幹（総括）向 英子

◎附議事項

- 議第 5号 平成28年度教育費一般会計補正予算（第6号）（案）について
（各課）
- 議第 6号 平成29年度教育費一般会計当初予算（案）について
（各課）
- 議第 7号 指定校変更について（学校教育課）
- 議第 8号 市有財産の無償譲渡について（社会教育課）
- 議第 9号 宇佐市宇佐空の郷設置条例の制定について（社会教育課）
- 議第10号 宇佐市宇佐空の郷設置条例施行規則の制定について
（社会教育課）
- 議第11号 宇佐市宇佐空の郷設置条例の施行期日を定める規則の制定について
（社会教育課）
- 議第12号 宇佐市平和ミュージアム（仮称）地中熱利用システム導入事業事業化計画書の策定について（社会教育課）

◎追加議案

議第13号 指定校変更について (学校教育課)

議第14号 小規模特認校就学申請について (学校教育課)

議第15号 平成29年度教育委員会の基本方針等(案)について
(各課)

◎報告事項

(1) 3月の行事等の予定について (各課)

(開始 午後1時30分)

委員長 平成29年第1回宇佐市教育委員会会議録を承認後、開会を告げる。

(開会 午後1時33分)

委員長 議第5号平成28年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)について各課に説明を求める。

教育次長 議第5号平成28年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)については私の方から説明いたします。

(平成28年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)について説明する)

委員長 何か質問はないか。異議がないので、議第5号平成28年度教育費一般会計補正予算(第6号)(案)については、承認し、次に議第6号平成29年度教育費一般会計当初予算(案)について各課に説明を求める。

教育次長 議第6号平成29年度教育費一般会計当初予算(案)について説明いたします。

(議第6号平成29年度教育費一般会計当初予算(案)について説明する)

委員長 質問はないか。異議がないので、議第6号平成29年度教育費一般会計当初予算(案)については、承認し、次に議第7号指定校変更について学校教育課に説明を求める。

学校教育課長 議第7号指定校変更についてご説明いたします。94Pをご覧ください。新小学校1年生3人、新小学校2年生5人、新小学校3年生1人、小学校3年生1人、新小学校4年生4人、新小学校6年生2

人、小学校6年生1人、新中学校2年生2人の計19人です。

(変更理由などは議案に記載)

委員長 引き続き、追加議案議第13号指定校変更について説明を求める。
学校教育課長 追加議案議第13号指定校変更についてご説明いたします。追加議案2Pをご覧ください。新小学校2年生1人、新中学校1年生1人、中学校3年生1人の計3人です。

(変更理由などは議案に記載)

なお、登下校においては、保護者が責任を負うこととなります。今回、合わせて22人になります。以上です。

委員長 何か質問はないか。異議がないので、議第7号及び追加議案議第13号指定校変更については、承認し、次に追加議案議第14号小規模特認校就学申請については、引き続き学校教育課に説明を求める。
学校教育課長 議第14号小規模特認校就学申請についてご説明いたします。追加議案3Pをご覧ください。

(申請内容などは議案に記載)

委員長 何か質問はないか。異議がないので、議第14号小規模特認校就学申請については、承認し、次に議第8号市有財産の無償譲渡について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第8号市有財産の無償譲渡についてご説明いたします。98Pをお願いします。以前、教育委員会で報告させていただきましたが、安心院の木裳集会所の無償譲渡についての案件を本議会に提案することについて承認を求めるものでございます。下記のとおり、市有財産を無償譲渡することについて、地方自治法第96条第1項第6号及び第237条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。所在地等詳細については、1・2のとおりでございます。この集会所につきましては、昭和55年度の大分県地方改善施設等整備費補助金、いわゆる同和対策事業によりまして建設された社会教育集会所でありまして、木裳自治会から無償譲渡ということで申請を受けておりました。土地は自治区の共有地ですが、今回この施設を無償譲渡するということでございますが、先日、市の諮問機関である公有財産検討委員会に諮っており、承認をいただいております。ご審議よろしくお願いたします。

委員長 何か質問はないか。異議がないので、議第8号市有財産の無償譲渡については、承認し、次に議第9号宇佐市宇佐空の郷設置条例の制定について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 議第9号宇佐市宇佐空の郷設置条例の制定についてご説明いたします。99Pをご覧ください。提案理由としましては、宇佐海軍航空隊跡に残る戦争遺構の保存、継承する活動を推進し、平和学習及

び生涯学習の場を提供するとともに、次代を担う子どもたちをはじめ、多くの人に宇佐海軍航空隊等の歴史を伝えていくことにより、平和の大切さと命の尊さについて考える機会を創出することを目的に遺構めぐりの拠点施設として宇佐空の郷を設置するというものであります。施設の正式な名称は「宇佐市宇佐空の郷」です。「宇佐空」というのは、当時から宇佐海軍航空隊の略称として広く使われておりまして、小説その他にも出てくる略称であります。「郷」というのは、市教育委員会では「大人が学び、子どもたちが学ぶ教育の郷づくり」を基本理念として掲げて教育行政を進めております。よって「郷」という言葉を付したということであります。この「宇佐市宇佐空の郷」は、江須賀の交差点にあります遺構巡りの拠点施設ということで建設をしてきたもので、建物はすでに12月に完成しております。ただいま外構工事を行っており、3月末までに中のディスプレイ工事を行う予定です。100Pに建物の概要を載せております。3月末に全て完成しましたら、内覧会を実施することとしております。101Pに宇佐市宇佐空の郷設置条例（案）を載せております。

委員長 関連があるので、議第10号宇佐市宇佐空の郷設置条例施行規則の制定について、議第11号宇佐市宇佐空の郷設置条例の施行期日を定める規則の制定について、引き続き社会教育課に説明を求める。

社会教育課長 引き続き、議第10号宇佐市宇佐空の郷設置条例施行規則の制定について及び議第11号宇佐市宇佐空の郷設置条例の施行期日を定める規則の制定についてご説明いたします。まず、101Pの宇佐市宇佐空の郷設置条例の業務の内容をご覧ください。第5条(1)周辺遺構の案内に関すること。(2)平和学習及び生涯学習の場を提供すること。(3)宇佐海軍航空隊跡の戦争遺構の保存及び継承に関すること。(4)前3号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めるもの。となっております。第6条の「開業時間及び休業日」につきましては、教育委員会規則で定めるとなっておりまして、その教育委員会規則が103Pの議第10号宇佐市宇佐空の郷設置条例施行規則になります。この第2条第1項に宇佐市宇佐空の郷の開業時間は、午前9時から午後5時までとする。第2項に宇佐空の郷の定期の休業日は12月31日とする。と規則で定めております。それぞれの条例あるいは規則の施行の期日について、議第11号宇佐市宇佐空の郷設置条例の施行期日を定める規則で平成29年4月21日とするということでございます。施設としては3月31日には完成しておりますが、4月21日から開業、スタートするということでありまして、施行日を21日として提案するものであ

ります。以上、ご審議よろしくお願ひいたします。

委員 長

何か質問はないか。

委員

この施設を常時管理する人はいないのか。

社会教育課長

市の施設になりますので、通常の場合であれば、よくあるのが指定管理で他の団体に委託するなどが考えられますが、江須賀地区については、老人クラブの方が中心となって自分たちの地区にあった航空隊の歴史を伝えていこうという活動をしております。その組織がこの遺構めぐり拠点施設の建設に伴って宇佐海軍航空隊跡保存会という名称で、近々発足する予定になっております。遺構巡りの拠点ということになりますし、交流の拠点という位置づけでもありますので、やはり地元でそういう組織があるのであれば、そこに委託していくのが望ましいだろうと考えております。

委員 長

他に質問はないか。異議がないので、議第9号宇佐市宇佐空の郷設置条例の制定について、議第10号宇佐市宇佐空の郷設置条例施行規則の制定について、議第11号宇佐市宇佐空の郷設置条例の施行期日を定める規則の制定については、承認し、次に議第12号宇佐市平和ミュージアム（仮称）地中熱利用システム導入事業事業化計画書の策定について社会教育課に説明を求める。

社会教育課長

議第12号宇佐市平和ミュージアム（仮称）地中熱利用システム導入事業事業化計画書の策定について説明いたします。105Pになります。別紙で事業化計画書をつけております。宇佐市平和ミュージアム（仮称）資料館建設事業において、地中熱利用システムと太陽光発電システムの導入を図るよう事業化計画を策定するということでもあります。先ほどの当初予算の説明にもありましたとおり、この平和ミュージアム建設につきましても、できるだけ将来的なコストを考えて、自然エネルギーを利用したシステムを積極的に導入していこうということを進めているところであります。理由としては、施設の空調設備の熱源として地中熱を利用し、水冷式のヒートポンプによる冷暖房機能の向上や太陽光発電システムの導入による消費電力量の削減が図れるよう、この事業化計画を策定するものです。この議第12号で事業化計画書というのできあがっていますが、計画段階は全て100%補助金で行えるため、この事業に取り組んでおりますが、実際いろいろなシステムを導入していく段階においては、当然市の負担も伴うわけですが、これについても助成金があるということで、非常に有利な事業となっております。地中熱を利用するというのは、土の中の熱は安定しているということで、その地中熱を利用することで、夏場も冬場も多くのエネルギーを必要としないということになります。このようなことから、地中熱を

利用した計画、そして太陽光発電を利用した計画の事業化計画書を策定するものであります。以上、ご審議よろしくお願ひします。

委員 長 何か質問はないか。地中熱と太陽光発電の割合は、利用度はどちらが高いのか。

社会教育課長 うまく説明できないかもしれませんが、太陽光発電は消費する電力を補うわけです。地中熱というのは、主に冷暖房ですが、それに要する電力を軽減できるものであります。安定した空気を利用して冷暖房を行いますので、たとえば冬場だと外の冷たい空気を取り入れて、それを暖房にするとかなりエネルギーを消費します。そして夏場は逆ということであり、暖房も冷房もエネルギーをあまり使わずに行えるというシステムです。また、それに伴う電気代を太陽光で補っていくということです。

委員 長 主体は地中熱なのか。

社会教育課長 はい。そうです。

委員 初期投資は地中熱のほうがかかるのでは。ランニングコストは安いだろうが、耐久性はどうなのか。

社会教育課長 20年くらいと聞いた記憶がございます。はっきりとした回答ができず申し訳ありません。

委員 10年を超えたくらいからコストがだんだんかかると。

社会教育課長 いわゆる通常の太陽光やメガソーラーもそれくらいだと言われているのと同じです。

教育 長 地中熱利用には補助金がありますか。

社会教育課長 はい。あります。計画書の最後のページの資料5に概算工事費内訳書がございます。部分的になりますが、助成金ありと助成金なしと分類しております。助成金もあるということです。

委員 長 最近このような博物館等を建てる際には、国としてはこういうのを進めているということか。

社会教育課長 はい。そうです。この計画段階までは国が100%補助をして、実施については助成金もありますが、財政負担も伴います。

委員 長 他に質問はないか。異議がないので、議第12号宇佐市平和ミュージアム(仮称)地中熱利用システム導入事業事業化計画書の策定については、承認し、次に、追加議案議第15号平成29年度教育委員会の基本方針等(案)について各課に説明を求める。

教育次長 追加議案議第15号平成29年度教育委員会の基本方針等(案)についてご説明いたします。追加議案の4Pになります。内容につきましては、先般と本日開催されました総合教育会議において説明申しあげましたので、省略させていただいてよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

教育次長 委員 長 では、説明は省略してご提案いたします。

教育次長 委員 長 何か質問はないか。異議がないので、追加議案議第15号平成29年度教育委員会の基本方針等（案）については、承認し、次に報告第1項の3月の行事等の予定について。

教育次長 委員 長 教育総務課からご説明いたします。106Pをお願いいたします。

教育次長 委員 長 3月1日、2日は議会一般質問が開かれます。2日同日に臨時職員採用説明会があります。6日に議会議案質疑、7日に教委課長会議、8日に文教福祉常任委員会があります。9日、10日、13日、14日に今年度から議会の予算特別委員会があります。今まで予算につきましては常任委員会の中で審議していましたが、今回の議会から予算特別委員会が設置されましたので、この日程で当初予算について審議をしていくようになります。15日に宇佐市奨学生選考委員会があります。16日は大会議室で健康なまちづくり推進協議会、21日は議会の閉会日となっております。22日は教委定例課長会議、24日は定例記者会見となっております。以上です。

学校教育課長 委員 長 学校教育課です。3月3日に平成28年度中学校卒業式が行われます。教育委員の皆さまよろしくご説明いたします。11日はさんさん館で「ともに生きる」地域共生社会をめざす宇佐市民集会在開催されます。17日は臨時校長・所長会、22日は小学校卒業式です。よろしくご説明いたします。23日は公立幼稚園卒園式、24日は教職員の人事の内示ということで、臨時校長・所長会を開催します。26日は来年度の宇佐市立学校幹部職員の内定者の会として、来年度の校長・教頭を集めての第1回目の会議を行います。4月12日は中学校入学式、13日は小学校入学式です。以上です。

社会教育課長 委員 長 107Pをご覧ください。3月3日に平和ミュージアムプロジェクト会議があります。4日、5日に宇佐文化会館小ホールで生涯学習作品展を行います。7日に宇佐文化会館で平和ミュージアム構想の遺族会の説明を行う予定にしております。同日にオオサンショウウオ保護管理委員会、7日、10日、14日と各地区の青少年健全育成協議会が行われます。17日にプロジェクトチーム会議と合同で今年度最後の平和ミュージアム建設準備委員会を行います。建築と展示の基本設計案をここで取りまとめるようになっております。29日は遺構巡りの拠点施設「宇佐市宇佐空の郷」内覧会を開催する予定にしております。30日は国民文化祭イベントということで、囲碁十段戦及び関連事業で、宇佐神宮で井山裕太九段が十段戦の一局を行います。関連事業では、これに伴ってプロ棋士が何名か来られますので、子どもたちに囲碁指導をしてもらおうイベントを考えております。以上です。

図書館長 図書館です。107Pから108Pをご覧ください。渡網記念ギャラリーでは、3月5日で「葛飾北斎富嶽三十六景浮世絵パネル展」を終了いたします。引き続き3月11日から5月14日まで「マンガ本出版記念 石川武美関係資料パネル展」を開催の予定としております。エントランスでは、定例の「宇佐美術協会作品展」2点を入れ替えます。2月11日から3月12日まで「宇佐の生物多様性写真展」を2階のアートプラザで開催中です。あとの館内行事については抜粋して説明させていただきます。18周年開館記念行事といたしまして、図書館祭りの後半の行事といたしまして、4日に研修室で折り紙兜制作講座ということで、午前中に初級編、午後から上級編を開催予定です。また、工作室では4日にルリユール講座上級編ということで、マメ本の制作を行います。5日の初級編では本の修理等の講座を予定しております。これで18周年開館記念行事は終わりとなります。6日は県立図書館で大分県公立図書館等職員研修会のレファレンス研修で、館内職員が出席する予定です。18日は宇佐学マンガ本出版記念講演会といたしまして、宇佐の漫画シリーズ第6作目であります「主婦の友社」創業者の石川武美の出版記念講演会記念行事を図書館視聴覚ホールで開催する予定です。第1部では、主婦の友社の元常務取締役をしておりました東京在住の御筆政則さんが来館され、「石川武美のしたで」という演題で出版記念講演を予定しております。第2部では、テレビでもご活躍のプロデューサー残間里江子さんによる「女性の輝きポイント」を演題にした主婦の友社創業100周年記念講演を予定しております。こちらは主婦の友社共催行事となっております。21日、22日は20日が祝日開館いたしますので、その振替ということで休館日となります。30日は今年度最後の月末図書整理日で休館日となっております。以上です。

学校給食課長 学校給食課です。3月1日、14日、21日はふるさと給食の日となっております。6日はラッキースター給食です。3日、22日は統一メニューということで、中学校と小学校の卒業式の時に小中統一の献立にして、少し手の込んだものに取り組んでみようということで、鮭のマヨネーズ焼きなども手作りで提供します。4月以降の入学式の時も統一献立の日にする予定にしております。以上です。

委員長 各課の3月の行事予定について、何か質問はありませんか。なければ、次に次回教育委員会の日程について。

事務局 次回教育委員会の日程についてですが、教育委員会行事等を勘案しまして、3月28日火曜日の午後2時00分から宇佐市教育委員会2階会議室で開催したいと思いますが、如何でしょうか。

委員 長 3月28日火曜日の午後2時00分からよろしいですか。
委員 異議なし。
委員 長 異議がないので、次回教育委員会は3月28日火曜日の午後2時00分から、宇佐市教育委員会2階会議室で開催します。

委員 長 各委員に諮り確認のうえ、第2回教育委員会の閉会を告げる。

(閉会 午後2時49分)

上記のとおり、会議次第の記録に相違ないことを証明する。